

インターネットバンキング専用

自由金利型定期預金（大口定期）商品概要説明書

本商品概要説明書は、平成 24 年 9 月 3 日より新たに、商工中金ダイレクトのうちインターネットバンキングでお預け入れいただく場合の自由金利型定期預金（大口定期）の説明となります。

（2025年1月現在）

1	商品名	・インターネットバンキング専用 自由金利型定期預金（大口定期）
2	販売対象	・個人のお客さま
3	期間	・定型方式 1 カ月・3 カ月・6 カ月・1 年・2 年・3 年・4 年・5 年 ・自動継続（元金継続または元利継続）でのお取扱いができます。
4	預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1, 0 0 0 万円以上 ・1 円単位
5	払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・自動解約の場合、解約金は総合口座普通預金に入金されます。
6	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・お預け入れ時の約定利率を満期日まで適用します（固定金利）。自動継続をご利用の場合、継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率（固定金利）に、継続日における当金庫所定の条件による金利（固定金利）を上乗せします。 <u>適用利率（店頭表示の利率および、上乗せ金利）につきましては、当金庫ホームページの金利一覧等に掲載します。</u> ・お預け入れ期間 2 年未満の場合 お預け入れ日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日以後に一括して支払います。 ・お預け入れ期間 2 年以上の場合 各中間利払日（お預け入れ日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来するお預け入れ日の 1 年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、お預け入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切り捨て）により計算します。 ・1 年を 3 6 5 日とする日割計算をおこないます。 ・付利単位：1 0 0 円
7	税金	・源泉分離課税 2 0 %（国税 1 5 %、地方税 5 %） ※ただし、平成 2 5 年 1 月 1 日～令和 1 9 年 1 2 月 3 1 日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、2 0 . 3 1 5 %（国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %）の源泉分離課税が適用されます。
8	手数料	—
9	預金保険制度	・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

1 0	付加できる特約事項	- 平成 24 年 9 月 3 日以降に、インターネットバンキング（テレホンバンキングではお取引できません）で初回お預け入れいただく定期預金が、インターネットバンキング専用 自由金利型定期預金（大口定期）となります。 - この預金を担保として、総合口座の普通預金で当座貸越ができます。 貸越利率＝「担保となる定期預金の約定利率」＋0.5%
1 1	中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、次の A、B および C（B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。）のうち、最も低い利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。 A 解約日における普通預金の利率 B 約定利率×70% C 約定利率－〔{(基準利率－約定利率)×(約定期間－預入期間)}/預入期間〕 (注) 基準利率については、窓口までお問い合わせください。
1 2	その他参考となる事項	- 中間利払日に支払う利息は、中間払利率（約定利率×70% 小数点第 4 位以下切り捨て）で計算しますので中間利払後に万一、中途解約された場合、中途解約利率により計算した利息額との間に差額が生じ、当金庫の「支払超過」が発生することがあります。この場合、中途解約時に「支払超過分」の利息相当額等を清算させていただきます。 - 利率は、金融情勢により予告なく変更する場合がございます。最新の利率は窓口までお問い合わせください。 - 元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日もしくは中間利払日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座への入金手続きをおこないます。 - インターネットバンキングで自動継続を停止する場合は、満期日の 3 営業日前までに当金庫所定の操作をおこなってください（元金・利息は総合口座普通預金に入金されます）。 - インターネットバンキングでのお預け入れは、総合口座通帳でのお取扱いとなります。
1 3	当金庫に対する苦情申出先	お客さまサービスセンター お客さまサービスセンター連絡先 電話番号 0120-079-366 サービスについてのご意見・ご感想（商工中金ホームページ内） https://www.shokochukin.co.jp/opinion/service/
1 4	当金庫との紛争の解決のための申立先	東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター 東京弁護士会紛争解決センター連絡先 電話番号 03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 03-3581-2249